

令和3年度 第1回野田市自転車等駐車対策等協議会

日 時 令和3年8月31日

書面議決により

- 1 野田市自転車等駐車対策等協議会の名称変更の経緯について

- 2 議 題
 - (1) 会長及び副会長の選出について・・・資料1
 - (2) 自転車保険の加入義務化に向けて・・・資料2

- 3 報告事項
 - (1) 川間駅南口市営第1自転車等駐車場の返還について・・・資料3

野田市自転車等駐車対策等協議会の名称変更の経緯

1. 理由

市町村は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下「自転車法」）第8条第1項の規定により、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため条例の定めるところにより、自転車等対策協議会（以下「協議会」）を置くことができるとされています。

野田市では、「野田市自転車等放置防止に関する条例」により協議会を設置しておりました。

昨今の自転車の利用を取り巻く環境の変化により、自転車が関係する重大事故が増加していることを踏まえ、自転車保険の加入義務化等自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項を審議していただくため、本年3月に現行の野田市自転車等駐車対策協議会の所掌事務を改めるとともに、関係規定の整備をさせていただきました。

主な改正内容といたしましては、題名を「野田市自転車等放置防止に関する条例」から「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」に改め、現行の野田市自転車等駐車対策協議会の所掌事務に自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項についての意見を述べることを加え、名称を「野田市自転車等駐車対策等協議会」に改めさせていただきます。

2. 今後の予定

千葉県は、「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において定めている自転車保険等への加入を、現在の「加入努力義務」から「加入義務化」に、令和3年度中に改正しようとしていることから、今回、「自転車保険の加入義務化に向けて」ご意見をいただこうとするものです。

また、今後においても、自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項について、ご審議をお願いいたします。

議題（1）

会長及び副会長の選出について

野田市自転車等駐車対策等に関する条例第15条に定める会長及び副会長を委員の互選により選出を求めるものです。

会長及び副会長の選任について

自転車等駐車対策等協議会では、野田市自転車等駐車対策等に関する条例第15条第1項の規定で、「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

本来は、委員委嘱後の最初の会議で会長及び副会長の選任をお願いするところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため協議会を開催せず、書面により、会長、副会長職の選任をお願いするものです。

つきましては、書面による選任となることから、会長には、平成14年から本協議会の会長としてご尽力いただいている前任者の内山久雄氏を、副会長には、慣例に基づき、自治会を代表する者が就任していることから、岡村昌夫氏を選任し、委員の皆さまの御同意をお願いするものです。なお、両氏には、予めご了解をいただいております。

(敬称略)

職名	氏名	経歴等
会長	内山 久雄	条例区分：学識経験者 東京理科大学 教授 平成7年11月29日から 現在まで協議会委員 平成14年11月7日から協議会会長

(敬称略)

職名	氏名	経歴等
副会長	岡村 昌夫	条例区分：自治会を代表する者 推薦団体：野田市自治会連合会 令和3年5月から現在まで協議会委員

議題（2）

自転車保険の加入義務化に向けて

1 自転車保険の加入を促進する背景

自転車は、環境に負荷もなく、健康増進にも役立つ交通手段であり、通勤や通学、買い物など様々な用途に利用され、市民の生活に密着している一方、自転車に関連する事故の多発、一部の自転車利用者による危険な運転が起す自転車事故による多額の賠償金の発生が問題となっていることから、自転車の利用者等に対して、自転車利用者の損害賠償保険への加入を促進する必要がある。

（高額賠償となった事故例）

	判決日	賠償金額
1	平成17年11月	5,000万円
2	平成19年4月	5,438万円
3	平成20年6月	9,266万円
4	平成25年7月	9,520万円
他1,000万円以上の高額賠償件数9件		

2 国・県の動向

国は、自転車利用者の損害賠償保険加入率を59.7%（令和3年3月時点）から令和7年度に75%へ引き上げることを目標としている。

千葉県の「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」においても、自転車保険等への加入を、現在の「加入努力義務」から「加入義務化」に、令和3年度中に改正する予定と伺っている。

以上のことから、今後は、国の方針や県の自転車保険加入義務化に向けた動向を注視しつつ、市として独自の加入率向上施策について検討を進めていくこととしたい。

3 自転車保険の状況

1) 現状

ここ数年で自転車保険の加入の必要性が取り上げられ、国の方針を踏まえて、各県を中心に自転車保険の加入義務化条例を制度化している。

しかしながら、自転車保険に加入するとなると、実際には、いくつもの加入方法があるが、どこへ連絡したらよいかもわからないくらい認知度は低い状況である。

また、自動車の損害賠償保険の付帯についている個人賠償特約において、自転車乗車中の損害賠償についても補償されている商品も最近では多く、そのことを知らずに加入していないと思っている方もいる。

2) 自転車運転者（第一当事者）の年齢層別交通事故件数（平成29年度）

自転車運転者（第一当事者）の年齢層については、16～19歳が最も事故件数が多く、19歳以下の事故件数にあっては、全体の約38%を占めており、未成年者の事故件数が多い傾向となっている。

年齢層	事故件数	割合
～12歳	1,553件	10.2%
13～15歳	1,543件	10.1%
16～19歳	2,661件	17.4%
20～29歳	2,073件	13.6%
30～39歳	1,389件	9.1%
40～49歳	1,409件	9.2%
50～59歳	1,138件	7.4%
60～69歳	1,219件	8.0%
70～79歳	1,395件	9.1%
80歳以上	901件	5.9%

（公益財団法人交通事故分析センターより）

3) 千葉県内の自転車事故発生状況

千葉県内及び野田市内における自転車に関係する人身事故件数は、過去5年間を見ると近年は減少傾向となっている。

また、年代的には高齢者が関係する事故が大半となっている。

	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
千葉県	3,237件 (1,229件)	4,075件 (1,647件)	4,287件 (1,692件)	4,267件 (1,642件)	4,139件 (1,623件)
内死亡者	22人 (12件)	24人 (15件)	32人 (20件)	20人 (13件)	25人 (14件)
野田市	80件 (38件)	87件 (33件)	104件 (52件)	100件 (37件)	81件 (37件)
内死亡者	0人	1人 (1件)	3人	1人 (1件)	0人

※（ ）内は、高齢者の事故件数。

4) 自転車保険の加入方法

自転車保険に加入するには、大きく分けて自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に添付される「TSマーク付帯保険」と「個人賠償保険」があり、「TSマーク付帯保険」は、自転車に搭乗中の人が第三者に死亡又は重度後遺障害を負わせたことにより、法律上の損害賠償を負った場合に、次の表のとおり適用される。

種別	死亡若しくは重度後遺障害（1～7級）
青色TSマーク	1,000万円
赤色TSマーク	1億円

※重度後遺障害の等級は、自動車損害賠償保障法に定める等級に該当する。

個人賠償保険は、「自動車の任意保険」「傷害保険」「火災保険」「会社等の団体保険」「クレジットカードに付帯した保険」の特約として加入することができ、補償額の限度額としての多くは、1～3億円となっている。

また、PTAや学校が窓口の保険（小・中学生総合補償制度、高校生総合補償制度、全国P連賠償補償制度等）でも対象となる保険もある。

その他、「コンビニエンスストア」「三大携帯電話会社」「自転車販売店」からも自転車保険を申し込むことができる。

上記の保険内容を比較した場合、TSマーク付帯保険は、あくまでも点検・整備した自転車を安全に乗るという目的に付帯した保険となっており、補償内容を比較した場合には、断然、個人賠償保険の方が補償内容は充実している。

4 先進地の状況

令和3年4月1日現在、全国47都道府県のうち22都府県が自転車保険加入義務化の条例を制定し制度化している。

千葉県は、平成29年7月に「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しているが、自転車保険加入については努力義務となっている。

千葉県内では、5市が「自転車の安全利用に関する条例」を制定しており、うち、千葉市においては、平成29年7月に制定した自転車を活用したまちづくり条例の中で自転車保険加入は努力義務となっていたが、その後、令和2年4月から自転車保険加入義務化に条例を改正している。

また、他県では、いくつかの市・町で自転車保険加入義務化に伴い、支援施策を行っている。施策内容としては、交通安全担当課が窓口となって実施している「TSマーク付帯保険」に加入した場合の支援と、教育委員会が窓口となって中学生を対象として「自転車保険」加入時の支援施策があったが、どちらも実効性のある施策とはなっていない状況である。

なお、支援を行っている市・町は数少なく、多くは、自転車保険加入義務化のチラシを作成し、広報や啓発を中心に加入促進に努めている。

自転車条例制定状況

1) 千葉県内（5市）

番号	自治体名	制定年月	主な特徴（内容）
1	浦安市	H21年10月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
2	市川市	H23年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
3	流山市	H24年9月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
4	印西市	H25年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
5	千葉市	H29年7月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等

2) 全国（32都府県）の自転車条例制定状況

番号	自治体名	制定年月	主な特徴（内容）
1	茨城県	H15年4月	保険義務化 、意識啓発、整備
2	京都府	H19年10月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
3	埼玉県	H24年4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
4	東京都	H25年7月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
5	愛媛県	H25年7月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
6	群馬県	H26年12月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
7	兵庫県	H27年4月	保険義務化 、意識啓発、整備等
8	熊本県※	H27年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
9	滋賀県	H28年2月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
10	徳島県	H28年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
11	大阪府	H28年4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
12	鳥取県	H28年10月	安全通行の確保、安全配慮、保険等
13	鹿児島県	H29年3月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
14	千葉県	H29年4月	整備、保険、ヘルメット等
15	福岡県	H29年4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
16	北海道	H30年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
17	香川県	H30年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
18	富山県	H31年3月	意識啓発、整備、保険等
19	長野県	H31年3月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
20	神奈川県	H31年4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
21	静岡県	H31年4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
22	和歌山県	H31年4月	意識啓発、整備、保険等
23	高知県	H31年4月	意識啓発、整備、保険、ヘルメット等
24	奈良県	R1年10月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
25	山形県	R1年12月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
26	山梨県	R2月4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
27	三重県	R3月3月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
28	青森県	R3月4月	意識啓発、整備、ヘルメット等
29	宮城県	R3月4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
30	愛知県	R3月4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
31	大分県	R3月4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等
32	宮崎県	R3月4月	保険義務化 、意識啓発、整備、ヘルメット等

※熊本県は令和3年10月より保険義務化

5 市独自の自転車保険加入義務化に向けた取り組み

今後、千葉県の自転車保険加入義務化の条例制定に合わせ、市独自の自転車保険の加入促進として、千葉市の事例を参考に、損害賠償保険会社と連携して協定を結び、保険加入義務化を周知し、損害保険の特約（個人賠償保険）を提供していく環境づくりを進めていきたい。

また、自分が入っている損害保険の契約内容で特約（個人賠償保険）付帯となっているにもかかわらず、そのことを知らないということも多くみられる。

従って、自分が入っている保険の内容を見直すきっかけにも繋がるため、次の内容により推進活動を実施していきたい。

なお、市独自の自転車保険加入義務化条例を制定する予定はありませんが、千葉県の自転車保険加入義務化の条例制定の内容によっては、今後検討していきたい。

（連携会社募集）

一般社団法人 日本損害保険協会の会員、一般社団法人 外国損害保険協会の会員、一般社団法人 日本共済協会の会員及び市民等又は事業者を提供できる自転車保険等を扱っている会社に呼びかけを行い、野田市と連携・協力していただける企業・団体を募集する。

（連携会社との協力事項）

1 市民等・事業者が加入しやすい自転車保険の提供

各社が提供している保険の案内チラシに、自転車保険（個人賠償保険）への加入の必要性を記載してもらおう。

2 市民等・事業者への自転車保険等の情報提供と相談窓口の確保

市へ問合せがあったとき、対応できる専用の電話番号や相談窓口を設置してもらおう。

3 自転車保険等の周知・広報

チラシを作成する際に、自転車保険の加入義務化の旨の文言を入れてもらう。

4 その他、自転車の安全利用の促進や交通安全の推進にかかる各種取り組み

各保険会社で実施している保険の講習会の際に、自転車の交通安全の内容（保険加入の必要性）を含めてもらう。

（加入率向上のための推進活動）

市は、国が示した自転車損害賠償保険75%加入目標を達成するため、加入促進に努める。

また、自転車を利用する児童・生徒や学生を対象とし、交通安全教室（スケアード・ストレイトなど）の実施し、自転車事故の危険性に加え、保険加入の必要性を若年層から意識を高める。加入推進活動内容は、次のとおり。

- 1 市民（転入者含む）及び関係者に対し保険加入推進
- 2 市内各駅における保険加入推進
- 3 地域における交通安全教室での保険加入推進
- 4 イベントにおける保険加入推進
- 5 市内保険会社と連携した保険加入推進
- 6 市営駐輪場における保険加入推進
- 7 野田警察署と連携による保険加入推進
- 8 保険加入状況アンケートの実施（毎年実施）

報告事項（1）

川間駅南口市営第1自転車等駐車場の返還について

1 返還の経緯

川間駅南口市営第1自転車等駐車場（以下「市営自転車等駐車場」という。）は、平成15年4月1日から東武鉄道株式会社が所有する土地を借用し、市が市営自転車等駐車場を整備している。

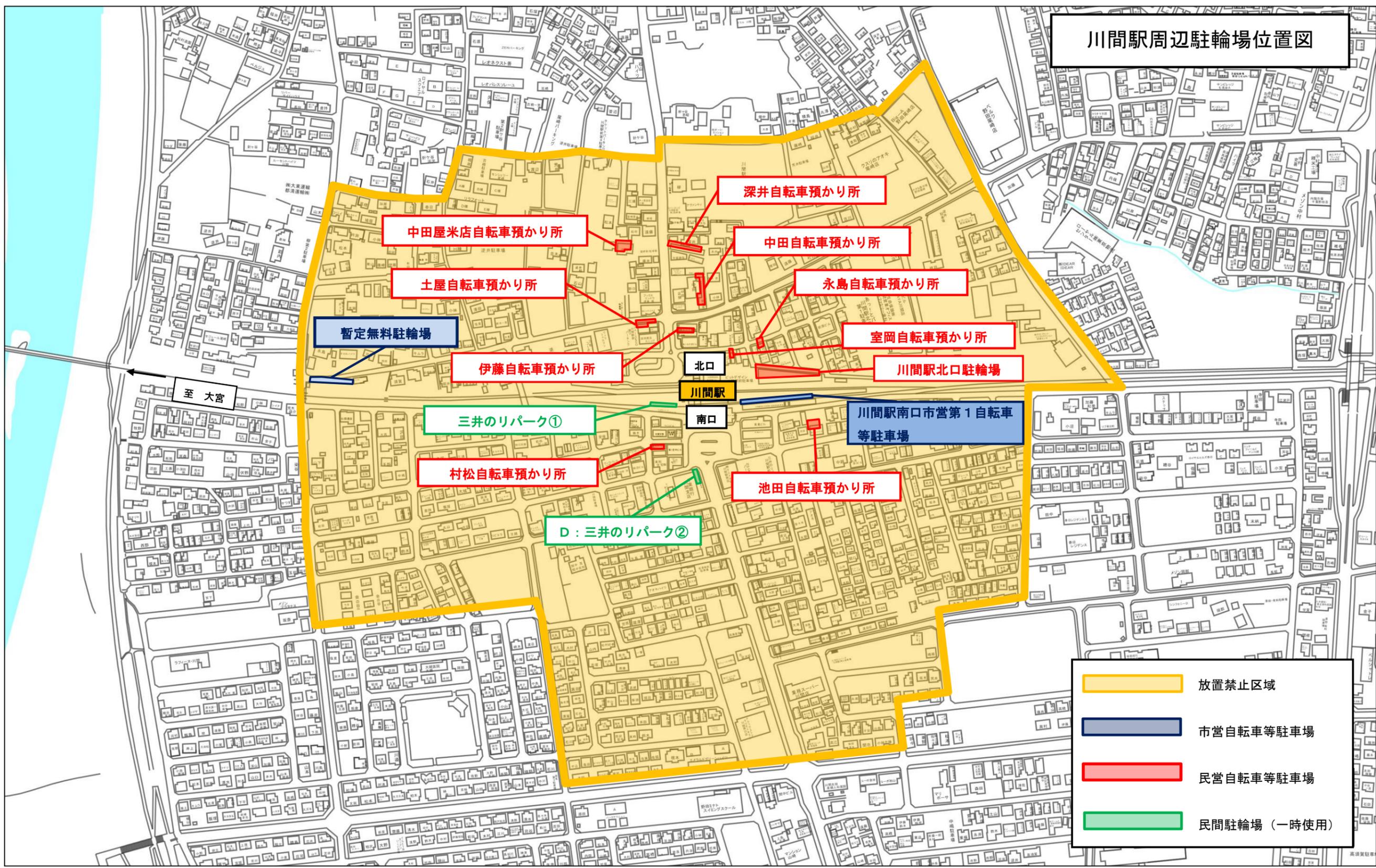
運営の状況は、平成17年度までは業務委託、平成18年度以降は、指定管理者制度を導入している。

この度、土地を所有する東武鉄道株式会社から、既存の市営自転車等駐車場の老朽化に伴い、川間駅のイメージアップと駅利用者のサービス向上の観点から、自社で有料駐輪場の整備を行いたいと申し出があり、令和4年3月31日をもって土地を返還することになった。

市営自転車等駐車場返還後は、東武鉄道株式会社が有料駐輪場を整備する予定となっており、整備内容については、現在の市営自転車等駐車場と同程度の156台（定期利用111台、一時利用45台）を予定している。

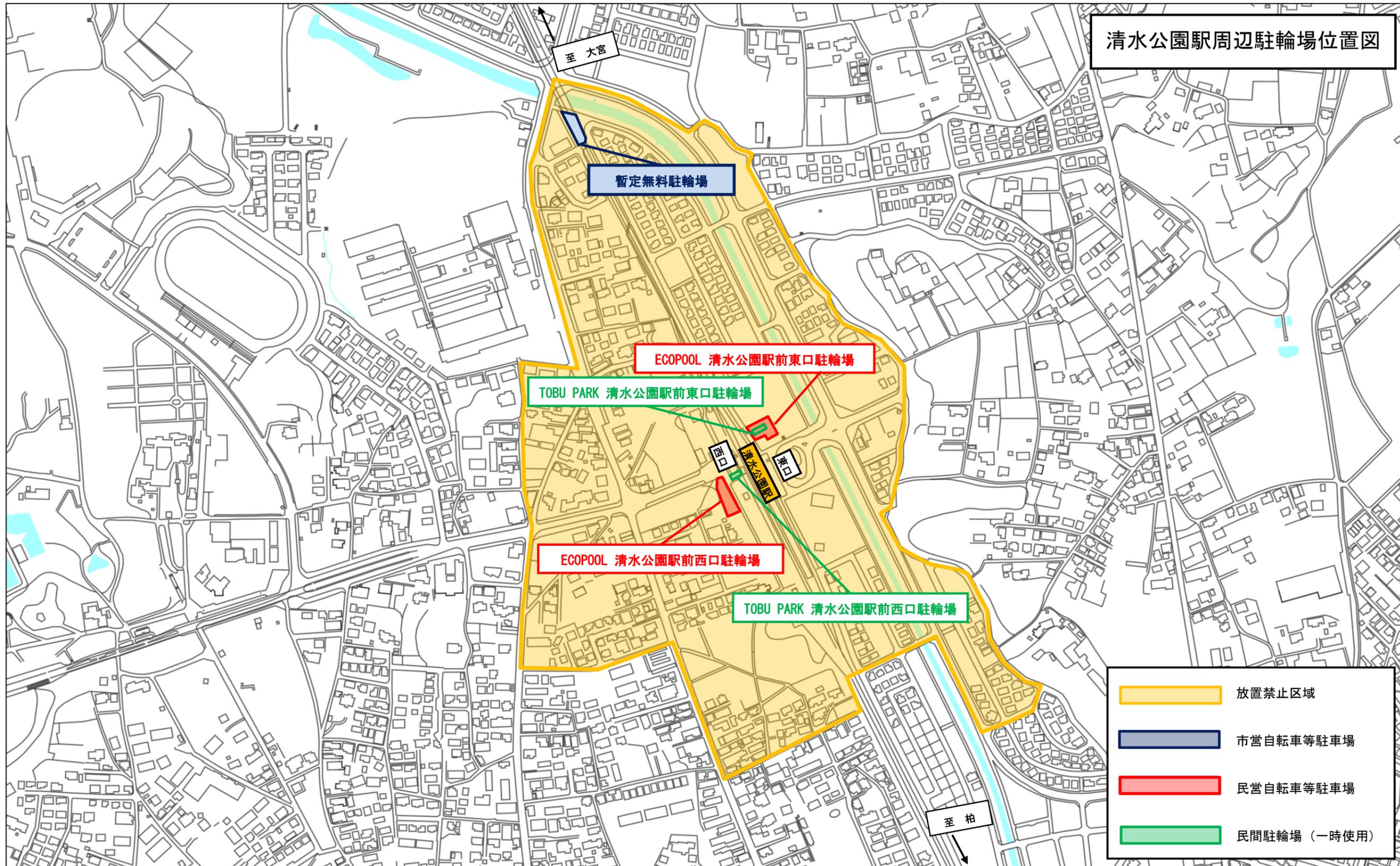
については、次回、川間駅の自転車等駐車対策についてご審議いただくとともに、併せて、清水公園駅の暫定無料駐輪場についても、ご意見をいただきたいと考えている。

川間駅周辺駐輪場位置図



- 放置禁止区域
- 市営自転車等駐車場
- 民営自転車等駐車場
- 民間駐輪場 (一時使用)

清水公園駅周辺駐輪場位置図



参考資料 目次

- 1 野田市自転車等駐車対策等協議会委員名簿**
(令和3年5月12日現在)
- 2 市営自転車等駐車場使用料**
- 3 市営自転車等駐車場施設内容**
- 4 野田市自転車等駐車対策等に関する条例（写し）**
- 5 野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則（写し）**

参考 1

野田市自転車等駐車対策等協議会委員名簿

(任期：2年 令和元年11月29日から令和3年11月28日)

(令和3年5月12日現在)

(敬称略)

区 分	役 職	氏 名
交通安全協会を代表する者	野田交通安全協会会長	深 津 憲 一
鉄道事業者を代表する者	東武鉄道（株）鉄道事業本部計画管理部課長	池 田 剛 士
輪業組合を代表する者	輪業組合代表	新 井 章
商店街連合会を代表する者	商店街連合会会長	岡 安 誠 人
自治会を代表する者	野田市自治会連合会	岡 村 昌 夫
女性団体を代表する者	野田市女性団体連絡協議会代表	五百川 和家恵
自転車預り所を代表する者	自転車預かり所代表	中 田 禎 子
学識経験者	東京理科大学理工学部教授	内 山 久 雄
関係行政機関の職員	千葉県東葛飾土木事務所 野田出張所長	西 潟 敬 幸
	千葉県野田警察署地域課長	前 川 禎 浩
関係教育機関の職員	高等学校教職員代表	滝 口 健 太
公募に応じた市民	公募委員	吉 村 仁 志

市営自転車等駐車場使用料

□自転車等駐車場の開所時間

名称	住所・連絡先	開所時間
野田市駅市営	野田 114 番地の 11 TEL7121-5315	6 時 3 0 分～2 0 時 日・祝・年末 年始を除く
川間駅南口市営第 1	尾崎 839 番地の 5 TEL7129-8940	
梅郷駅東口市営	山崎 1873 番地の 7 TEL7121-3196	4 時 4 5 分 ～翌日 1 時 1 5 分

□自転車等駐車場の使用料

(定期：月額)

野田市駅市営、川間駅南口市営第 1					
定期	自転車	一般		1, 0 4 0 円	
		学生		5 2 0 円	
	原動機付自転車			2, 6 1 0 円	
一時 使用	自転車	一回		1 0 0 円	
		1 1 枚つづり回数券		1, 0 0 0 円	
	原動機付自転車 (屋外)	一回		1 5 0 円	
		1 1 枚つづり回数券		1, 5 0 0 円	
梅郷駅東口市営					
定期	自転車	一般	地下 1 階・1 階・2 階	1, 5 7 0 円	
			3 階 (屋根なし)		1, 0 4 0 円
			学生	1 階	1, 5 7 0 円
		地下 1 階・2 階		1, 0 4 0 円	
		3 階 (屋根なし)		5 2 0 円	
		原動機付自転車 (屋外)			2, 6 1 0 円
一時 使用	自転車	一回		1 5 0 円	
		1 1 枚つづり回数券		1, 5 0 0 円	
	原動機付自転車 (屋外)	一回		1 5 0 円	
		1 1 枚つづり回数券		1, 5 0 0 円	

※いずれも原動機付自転車は 50cc 以下です

※川間駅南口市営第 1 は、原動機付自転車は駐車できません

□自転車等保管所 (旧専売公社跡地)

野田市清水 2 4 6 - 1 (呉服屋とみやま店前)

開所日・時間：金～日 (祝日除く) 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0

移送料 : 自転車 1, 6 5 0 円

原付 3, 3 0 0 円

市営自転車等駐車場 施設内容

○野田市駅市営

整備場所	野田市野田 1 1 4 番地の 1 1
敷地面積	5 9 8 . 7 0 m ²
建築面積	3 5 7 . 4 1 m ² (管理棟 6 . 6 2 m ²)
構 造	屋根付平置式 (一部屋外)
収容台数	4 7 1 台 (内、一時利用 2 7 台)

○川間駅南口市営第 1

整備場所	野田市尾崎 8 3 9 番地の 5
敷地面積	2 0 5 . 1 5 m ²
建築面積	1 0 2 . 8 9 m ² (管理棟 3 m ²)
構 造	屋根付ラック式
収容台数	1 9 0 台 (一時利用 1 9 台)

○梅郷駅東口市営

整備場所	野田市山崎 1 8 7 3 番地の 7
敷地面積	8 2 4 . 0 7 m ²
建築面積	4 7 2 . 2 7 m ²
延床面積	1 4 9 3 . 9 9 m ²
構 造	鉄筋コンクリート造地下 1 階、鉄骨造地上 3 階
収容台数	1, 6 5 0 台 内訳：自転車 1, 5 7 0 台 (一時利用 1 5 7 台) 原動機付自転車 8 0 台 (屋外) (一時利用 8 台) 地下：407 台、1 F：381 台、2 F：398 台、3 F：384 台
整備仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・地下 1 階から地上 2 階までの各階駐車スペースは、計画収容台数を確保するために、スライドラックを採用し、床の仕上げを滑りにくい防滑仕様の塗装とする。3 階については区画線によるゾーン表示とする。 ・また、斜路付階段には、自転車を上の階に上げるために自走式ベルトコンベアーを設置する。

○野田市自転車等駐車対策等に関する条例

昭和63年10月1日

野田市条例第19号

注 令和元年9月から改正経過を注記した。

改正 平成7年3月24日条例第2号

平成15年3月25日条例第3号

令和元年9月25日条例第13号

令和2年3月26日条例第12号

令和3年3月24日条例第6号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）に基づき、駅周辺の道路、広場その他公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確立することにより、都市環境の整備その他自転車等に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とする。

(令3条例6・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者（所有者を含む。以下同じ。）が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自

転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

(令3条例6・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を講じなければならない。

(自転車等利用者の責務)

第4条 自転車等の利用者は、自転車等の放置により良好な生活環境を悪化させないよう努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 自転車等の利用者は、当該自転車等の見やすい箇所に自己の住所及び氏名又は名称、電話番号等を明記するとともに、防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、市長の実施する自転車等の放置の防止に関する施策及び自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業の調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付その他の措置を講ずることにより、自転車等駐車場の設置に積極的に協力し、自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。

(施設設置者の責務)

第6条 大型店舗等の設置者及び官公署その他公益施設の設置者は、周辺の土地利用を勘案し、その敷地内若しくは周辺に自転車等駐車場を設置するように努めなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第7条 市長は、自転車等駐車場が整備されている区域で、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されていると認められる区域について、自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更したとき

は、その旨を告示しなければならない。

(自転車等の放置の禁止)

第 8 条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第 9 条 市長は、前条の規定に違反して放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、一定の場所に移送し保管することができる。

(移送した自転車等の措置)

第 10 条 市長は、前条の規定により自転車等を撤去移送したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等がその利用者に引取られるための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後もなお利用者が現れない自転車等については、処分する旨の告示の日から 1 月経過後処分することができる。

(費用の徴収)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により自転車等を移送し保管したときは、その移送に要した費用を規則で定めるところにより、当該自転車等の利用者から徴収することができる。

(協議会の設置及び所掌事務)

第 12 条 法第 8 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、野田市自転車等駐車対策等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自転車等の駐車対策に関する重要事項について市長に意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項について市長に意見を述べること。

(令 3 条例 6 ・ 一部改正)

(組織)

第 13 条 協議会は、委員 14 人以内で組織する。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(委員)

第 1 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全協会を代表する者
- (2) 鉄道事業者を代表する者
- (3) 輪業組合を代表する者
- (4) 商店街連合会を代表する者
- (5) 自治会を代表する者
- (6) 女性団体を代表する者
- (7) 自転車預り所を代表する者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の職員
- (1 0) 関係教育機関の職員
- (1 1) 公募に応じた市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(令元条例 1 3 ・ 追加、令 2 条例 1 2 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 1 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(会議)

第 1 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(意見の聴取等)

第 1 7 条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(委任)

第 1 8 条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

(令元条例 1 3 ・ 旧第 1 3 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 3 月 2 4 日野田市条例第 2 号)

(施行期日)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 2 5 日野田市条例第 3 号)

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 9 月 2 5 日野田市条例第 1 3 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、同年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 2 6 日野田市条例第 1 2 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 2 4 日野田市条例第 6 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の野田市自転車等放置防止に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定により野田市自転車等駐車対策協議会の委員として委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後の野田市自転車等駐車対策等に関する条例第 1 4 条第 1 項の規定に

より野田市自転車等駐車対策等協議会の委員として委嘱された者とみなす。

(野田市自転車等駐車場条例の一部改正)

3 野田市自転車等駐車場条例（平成14年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「野田市自転車等放置防止に関する条例」を「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」に改める。

○野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則

昭和 6 3 年 1 1 月 2 5 日

野田市規則第 3 2 号

注 平成 1 8 年 9 月 から改正経過を注記した。

改正 平成 6 年 3 月 3 1 日規則第 2 号

平成 7 年 3 月 2 4 日規則第 6 号

平成 9 年 3 月 3 1 日規則第 2 号

平成 9 年 1 2 月 2 5 日規則第 4 5 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日規則第 5 6 号

平成 2 3 年 5 月 1 9 日規則第 2 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日規則第 4 1 号

平成 2 9 年 6 月 9 日規則第 3 6 号

平成 3 1 年 3 月 2 8 日規則第 3 3 号

令和元年 9 月 2 5 日規則第 2 1 号

令和 3 年 3 月 2 4 日規則第 1 5 号

(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野田市自転車等駐車対策等に関する条例（昭和 6 3 年野田市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元規則 2 1 ・ 令 3 規則 1 5 ・ 一部改正)

(放置禁止区域の指定又は変更の周知)

第 2 条 市長は、条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定したとき又は変更したときは、当該区域内に放置禁止区域標識を設置し、自転車等の利用者（所有者を含む。以下同じ。）に周知するものとする。

(平 3 1 規則 3 3 ・ 一部改正)

(放置禁止区域の指定又は変更の告示)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項に規定する告示は、当該区域の範囲を明らかに表示して行い、その期間は 1 4 日間とする。

(撤去・移送の通告)

第4条 市長は、条例第9条の規定により自転車等を撤去移送する場合は、あらかじめ放置されている自転車等に撤去移送する旨を明示した放置自転車等撤去移送警告書を付けて、撤去移送を通告するものとする。

(平31規則33・一部改正)

(引取りの通知等)

第5条 市長は、条例第9条の規定により自転車等を保管したときは、自転車等保管台帳に当該自転車等の特徴等を記載するものとする。

2 移送保管した自転車等で利用者が確認できるものについては、自転車等引取通知書により利用者に通知するものとする。

(平31規則33・一部改正)

(告示)

第6条 条例第10条第1項の規定による移送並びに保管する告示の期間は、14日間とする。

2 条例第10条第2項の規定による処分をする旨の告示の期間は、14日間とする。

3 前2項の告示は、野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示して行うものとする。

(平29規則36・平31規則33・一部改正)

(自転車等の返還)

第7条 条例第9条の規定により保管した自転車等の利用者が当該自転車等の返還を受けようとするときは、保管自転車等返還願を市長に提出しなければならない。

(平31規則33・一部改正)

(費用の徴収)

第8条 条例第11条に規定する費用の額は、自転車については1台につき1,650円とし、原動機付自転車については1台につき3,300円とする。

2 撤去の日前に警察署に対し盗難届が提出されている自転車等については、前項の費用は、徴収しないものとする。

(平 2 5 規則 4 1 ・ 平 3 1 規則 3 3 ・ 一部改正)

(補則)

第 9 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(令元規則 2 1 ・ 旧第 1 5 条繰上 ・ 一部改正)

附 則

この規則は、昭和 6 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 3 1 日野田市規則第 2 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の規定に基づき作成された様式は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) から (3 3) まで (省略)

(3 4) 野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則

(3 5) から (4 5) まで (省略)

附 則 (平成 7 年 3 月 2 4 日野田市規則第 6 号)

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 3 1 日野田市規則第 2 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第 8 条の規定は、施行日以後の移送に係る費用から適用し、施行日前の移送に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 1 2 月 2 5 日野田市規則第 4 5 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第

8条の規定は、施行日以後の移送保管に係る手数料から適用し、施行日前の移送保管に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日野田市規則第56号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行に伴い新たに委嘱される野田市自転車等駐車対策協議会の委員の任期は、第2条の規定による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第10条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成23年5月19日野田市規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成25年12月27日野田市規則第41号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第8条第1項の規定は、平成26年4月1日以後に徴収する野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和63年野田市条例第19号）第11条に規定する費用について適用する。

附 則（平成29年6月9日野田市規則第36号）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日野田市規則第33号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第8条第1項の規定は、平成31年10月1日以後に徴収する野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和63年野田市条例第19号）第11条に規定する費用（以下「費用」という。）について適用し、同日前に徴収する費用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月25日野田市規則第21号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和元年11月29日から施行する。

附 則（令和3年3月24日野田市規則第15号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。